

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 長浜市医療救護対策要項

### 1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市医事衛生基本計画」に基づき、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」(以下「大会」という。)における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ長浜市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

### 3 救護所の設置

#### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

#### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員および事務職員等を置く。

#### (3) 救護所は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な処置を行う。

### 4 医療救護体制

#### (1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

その他

#### (2) 救護所には、医薬品(ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。)を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED(自動体外式除細動器)等を配備する。

#### (3) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

#### (4) 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救

護を実施する。

(5) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(6) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(7) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## 5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、この要項を準用する。

(3) わた SHIGA 輝く障スポにおける医療救護対策については、県実行委員会が主体となって実施する。

## 附則

この要項は、令和5年8月29日から施行する。